

江田島市教育委員会会議録

令和7年5月19日（月）令和7年第7回教育委員会会議定例会を教育委員会会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午前	10時00分
閉会	午前	10時39分

2 出席者（5名）

教育長	岡田 學
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	小宇根 康典
委員	長坂 睦子
委員	長迫 香

3 出席説明員

教育部長	矢野 圭一
生涯学習課長	大野 真理
学校給食センター長	仁井 雄一
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

4 事務局

学校教育課 課長補佐兼総務係長	濱中 健三
-----------------	-------

5 傍聴人

なし

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第28号 令和8年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について
- (4) 議案第29号 江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例及び江田島市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案について
- (5) 議案第30号 江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案について
- (6) 議案第31号 江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

(7) 承認第6号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について

7 議事の概要

○ 教育長

ただ今から、令和7年第7回江田島市教育委員会会議、定例会を開会します。
ただ今の出席委員は5名です。
それでは、定足数（3名）に達していますので、これから本日の会議を開きます。

○ 教育長

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
審議に入る前に、非公開及び一括上程について御審議いただきます。
まずは、非公開についてです。

日程第4、議案第29号及び日程第5、議案第30号の2議案については、令和7年第2回市議会定例会（6月）に提出予定の成案となる前の条例改正案件と、それに関連する規則改正案件であること、また、日程第6、議案第31号及び日程第7、承認第6号の2議案等については、人事に関する案件であることから、公開しないで審議することが適当ではないかと考えます。

次に、一括上程については、日程第4、議案第29号及び日程第5、議案第30号の2議案については、学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱に関する関連議案であることから、一括上程することが適当ではないかと考えます。

それでは、お諮りいたします。

議案第29号から、承認第6号までの4議案等については、公開しないこと、また、議案第29号及び議案第30号の2議案については、一括上程することに賛成の方の挙手を、お願いします。

(挙手全員)

○ 教育長

挙手全員と認めます。

したがいまして、議案第29号から、承認第6号までの4議案等については、公開しないで審議すること、また、議案第29号及び議案第30号の2議案については、一括上程することに決定しました。

○ 教育長

日程第1、「教育長報告」を行います。

議案書、2ページをお開きください。

「教育長報告」を行います。

以上で、教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2、「会議録署名委員の指名」は、会議規則第15条第2項の規定により、あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので、今回は、長迫委員にお願いします。

○ 教育長

日程第3、議案第28号、「令和8年度に市立学校で使用する教科用図書の採択基本方針案について」を議題とします。

事務局から、説明をお願いします。

○ 教育部長

ただ今上程されました、議案第28号について説明します。

議案書、3ページをお願いします。

提案理由です。

令和8年度に中学校で使用する教科用図書の採択に関し、基本方針を定める必要があるため、江田島市教育長に対する事務委任規則（平成16年江田島市教育委員会規則第4号）第2条第9号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

議案書、4ページをお願いします。

1 採択基本方針の（1）採択の基本についてです。

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。」としております。

なお、補足となりますが、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書についてですが、これは文部科学省検定済教科書や文部科学省著作教科書（☆印本等）以外に、特別支援学校や特別支援学級などで使用する教科用図書として、個別のニーズに合わせて選定される図書を指します。

本文に戻ります。

「その際、次の観点に基づいて、広島県教育委員会が作成する「選定資料」を活用して十分な調査研究を行う。」として、観点を示しております。

今年度は、小中学校の教科書採択はありませんので、学校教育法附則第9条第1項の

規定による教科用図書の調査の観点のみとなります。

ア 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

- (ア) 内容の特徴・程度
- (イ) 内容の構成・配列・分量
- (ウ) 内容の表現・表記
- (エ) 印刷・製本の状態

とされています。これらの観点はこれまでと変更はありません。

つづいて、(2) 適正かつ公正な採択の確保についてです。

ア 教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の権限と責任において、採択における適正、公正を期す。

イ 特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

教科書発行者と関係を有する者ということですが、具体的に申し上げますと、採択に関与する方々の3親等以内に教科書発行者に勤務する方がいないかということです。

教育委員の皆様方も含め、確認を行い、採択を行ってまいります。

つづいて、(3) 開かれた採択の推進についてです。

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。

イ 次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努める。

- (ア) 市立学校において使用する教科用図書の研究のために作成した資料
- (イ) 教育委員会の会議の議事録

(ウ) その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討する。

次に、「2 方法、組織及び手続き」についてです。

江田島市教育委員会は、広島県教育委員会の指導、助言又は援助を受け、次の方法、組織及び手続きによって、採択を行う。

(1) 小・中学校用教科書について

原則、令和7年度の教科書採択については、令和6年度に採択した教科書と同一のものを採択する。

(2) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教科用図書の採択を十分考慮した上、小・中学校等の特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合には、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。

ただし、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書は、原則、文部科学省の「令和8年度用一般図書一覧」に登載された図書のうちから採択する。

イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由書を江田島市教育委員会に提出する。

この基本方針に基づいて、令和8年度に使用する教科用図書の採択を進めてまいりた

いと考えております。

説明は以上です。

○ 教育長

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○ 小宇根委員

2の(1)小中学校教科書についてですが、令和7年度の採択は令和6年度のものと同じのものを採択するとありますが、小中学校両方ですか。

○ 教育長

小学校、中学校ともに昨年、一昨年と段階的に通常学級で使用する教科書を採択しております。

ですから、(1)については今年度はなく、(2)の特別支援学級の教科書をどのように採択するかについての方針となります。

○ 三島委員

(3)のウ、その他開かれた採択を推進する観点とはどういうことですか。

たとえば、教育委員会の審議を公開するとかいうことですか。

○ 教育長

昨年度の通常学級の採択については、教育委員会会議を公開しており、これもそれにあたるかと思えます。

○ 三島委員

今の件ですと、今回は公開はできない。

○ 教育長

今回の特別支援学級の採択については、個人を特定される恐れのある情報があるため、非公開となります。

○ 教育長

それでは、これで、本件の審議を終わります。

採決に移ります。

本案は、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

- 教育長
異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

- 教育長
会議の冒頭で決まりましたとおり、ここからの審議は、非公開といたします。

- 教育長
日程第4、議案第29号、「江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例及び江田島市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案について」及び、日程第5、議案第30号、「江田島市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則案について」の2議案は、学校給食共同調理場運営委員会の委員の委嘱に関する関連議案ですので、一括議題とします。

(非公開)

- 教育長
日程第6、議案第31号、「江田島市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
日程第7、承認第6号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事について」を議題とします。

(非公開)

- 教育長
以上で、本日の会議に付された審議事項は、全て終了いたしました。

次回の教育委員会会議は、6月16日（月）に能美中学校で開催を予定しています。
時間については、調整中のため、決まり次第お知らせします。
他になければ、これで閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員